

社会・援護局関係主管課長会議

平成21年5月12日（火）

厚生労働省社会・援護局

目 次

	頁
I 今般の「経済危機対策」に基づく政府の取組について	1
II 住居を失った離職者を支援する新たなセーフティーネットの構築	
1 新たなセーフティーネットの全体像について	3
2 住宅手当緊急特別措置事業（案）の概要について	9
3 生活福祉資金貸付事業の見直しについて	12
4 臨時特例つなぎ資金貸付事業（案）の概要について	21
5 ホームレス支援策の拡充について	23
6 他の住居確保・生活支援策について	25
○ 解雇等による住宅喪失者に対する「就職安定資金融資」事業について	
○ 緊急人材育成・就労支援基金（仮称）の概要	
III 生活保護制度における子どもの健全育成のための支援（案）について	28
IV 就労意欲喚起等支援事業の促進について	33
V 生活保護費負担金について	36
VI 実施体制の強化について	37
VII 社会福祉施設等の耐震化等の整備	40
VIII 福祉・介護人材確保対策の拡充について	44
○ 参考資料	
・ 経済危機対策関係資料	
経済危機対策	47
経済危機対策 主な施策のポイント～抜粋～	86
・ 平成21年度厚生労働省補正予算（案）の概要（省PR資料）	95
・ 平成21年度補正予算（案）の概要（社会・援護局PR資料）	105
・ 保護の動向	108

I 今般の「経済危機対策」に基づく政府の取組について

- 昨年夏以降の経済金融情勢の悪化に対し、政府は、財政措置 12 兆円を含む総額 75 兆円規模となる経済対策をまとめ、現在、平成 21 年度予算を速やかに執行し、景気回復を最優先課題として取り組んでいるところである。しかし、年末以降も、我が国の景気は急速な悪化が続いている、世界的な景気後退を背景に輸出や生産が大幅に減少するとともに、雇用失業情勢も急速に悪化しつつある。
- このような経済金融情勢等を踏まえ、本年 4 月 10 日、政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議において「経済危機対策」が決定された。この対策においては、
 - ① 緊急的な対策として、非正規労働者等に対する新たなセーフティネットの構築等の緊急雇用対策の拡充・強化を行うとともに、金融仲介機能の円滑化や企業の資金繰り対策等の金融面での対策を講じ、経済の「底割れ」を防ぐこと、
 - ② 未来への投資として、中長期的な成長を図るため、新たな経済成長戦略等を踏まえ、低炭素革命、健康長寿・子育て、底力発揮・21世紀型インフラ整備の 3 つのプロジェクトのうち、特に緊急に実施すべき施策を実行すること、
 - ③ 国民の「安心と活力」を実現するため、各分野における政策を総動員すること、
 - ④ 需要不足に対処する観点から、高齢者の資産を活用した住宅取得の支援、中小企業の支援等のため、関連する税制について所要の整備を行うこと、の 4 つを柱として具体的な施策を講ずることとしている。
- 特に、雇用対策については、非正規労働者等に対する新たなセーフティネットの構築、雇用の維持、雇用機会の創出などの緊急雇用対策の拡充・強化を行うこととされている。
- 政府としては、この「経済危機対策」を実施するため、4 月 27 日、平成 21 年度補正予算案を国会に提出し、経済危機対策関係経費として約 14 兆 700 億円を計上したところ。

- このうち、厚生労働省関係の緊急雇用対策として約2兆5000億円が計上され、雇用対策の緊急的かつ大幅な拡充を図るとともに、雇用と住居を失った者に対する支援策を総合的に講ずることとしている。
- このような緊急雇用対策を効果的に実施するためには、国と地方公共団体などの関係機関が緊密に連携して、積極的に経済危機対策に取り組むことが重要であり、地方公共団体におかれても、経済危機対策に係る事業への速やかな対応とその円滑な実施に格段の協力をお願いする。

II 住居を失った離職者を支援する新たなセーフティネットの構築

1 新たなセーフティネットの全体像について（参考1、参考2）

- 平成21年度補正予算案においては、厳しさを増している雇用失業情勢に対応するため、休業、教育訓練等を実施した事業主を対象とする雇用調整助成金の拡充や、地域のさらなる雇用創出のための緊急雇用創出事業（基金）の積み増し等を実施することとしている。
- あわせて、新たなセーフティネットを構築し、離職者の生活及び求職活動を支援するため、職業訓練、再就職、生活、住宅への総合的な支援に取り組むこととしている。

※ 離職者の生活の安定を図り、求職活動を支援することについては、まずは雇用保険制度の失業等給付が基本である。雇用保険制度については、適用範囲の拡大や、受給資格要件の緩和、給付日数の充実など、非正規労働者等に対するセーフティネット機能の強化等を図る改正が行われ、本年3月31日より施行されている。
- すでに、離職に伴い、住居を喪失した者への住居費・生活費の支援として、昨年12月から、就職安定資金融資（低利・就職時の返還免除あり）を実施しているが、これについては、より使いやすくなるよう、逐次、運用が改善されている。
- 加えて、今回の平成21年度補正予算案では、緊急雇用対策として、新たに、離職者のうち雇用保険制度の失業等給付を受給していない者について、職業訓練を受講している期間中の生活保障のための給付と貸付（訓練・生活支援給付（仮称））を創設し、雇用のミスマッチの解消等を図るための能力開発を後押しすることとしている。
- また、雇用保険制度の給付が終わった長期失業者や、住居を失い就職活動が困難となっている者に対しては、民間職業紹介事業者への委託により、再就職支援、住居・生活支援を行うこととしている。

- さらに、上記雇用対策の拡充と一体となって、就職安定資金融資や住宅手当（新設）などを受けるまでの期間の生活費の貸付制度（臨時特例つなぎ資金貸付）を新たに設けるほか、上記の雇用施策の対象とならない離職者（例えば、住居喪失のおそれのある者や、上記雇用対策では就職できない者）の就職活動と住居費・生活費を支援するため、①住宅手当の創設、②生活福祉資金の抜本的見直し（総合支援資金融資の創設等）などの施策を新たに講ずる。
- これらの新たな支援策を就労意欲のある離職者（ボーダーライン層）に対し、いわば「新たなセーフティネット」として実施することで、これまで以上に離職者の再就職の支援及び生活の安心の確保を図ることとしている。
- 加えて、以上のような様々な施策を講じても、なおホームレスとなることを余儀なくされる者が増加するおそれがあるため、借り上げ方式により緊急一時宿泊施設を確保することとしている。

雇用と住居を失った者に対する総合支援策について(案)

現下の厳しい雇用情勢のもと、派遣労働者の雇い止め等により住居喪失する者の増加が更に懸念されることから、雇用対策を中心として、住居を喪失した離職者に対する対策に万全を期することが必要。

このため、以下の取組を通じて、住居を喪失した離職者に対する生活・住宅・就労に係る総合的な支援を実施。

1 住居喪失離職者に対する雇用対策

①全国のハローワークにおける住居確保相談(20年12月から実施中)

- ・安定就職コーナー(187カ所)・キャリアアップハローワーク(5カ所)
- ・住居・就労確保支援員(226人)
- ・社員寮付きの求人紹介

②住居を喪失した者に対する住居費・生活費の貸付(就職安定資金融資)(20年12月から実施中)

- ・住宅入居初期費用:50万円 家賃補助:月6万円(6か月) 生活費等:月15万円(6か月)

★ハローワークが本人に対して融資手続中であることの証明書を発行することにより、本人の賃貸住宅物件の探索を円滑化し
入居までの期間短縮を図る(現在は、手続開始から貸付・入居まで1~2週間)

改善

③雇用促進住宅の最大限活用(20年12月から実施中)

- ・全国の雇用促進住宅(空戸3.9万戸)への6ヶ月間の緊急的な入居

★(独)雇用・能力開発機構の中期目標変更(「平成23年度までに1/3の住宅を譲渡・廃止」の削除等)による雇用促進住宅活用の促進

改善

④職業訓練期間中の訓練・生活支援給付の創設(雇用保険非受給者)

- ・給付と貸付により、月20万円程度の支援

新規

⑤住居喪失・就職活動費不足の就職活動困難者(雇用保険非受給者)に対する民間職業紹介事業者による 住居・生活・就職支援

- ・緊急人材育成・就職支援基金(仮称)による「就職活動困難者支援事業」
- ・民間職業紹介事業者による3ヶ月の生活・就職支援(支援期間中は住居の提供)

新規

※その他事業主を通じて次の措置を実施

○離職後、当面の間、社宅への入居を継続できるようハローワークから事業主に対して要請(20年12月から実施中)

○離職後、当面の間、社宅への入居を継続させた事業主に対して助成(離職者住居支援給付金)

- ・1人1月あたり4~6万円(最大6か月分)

2 上記雇用対策の対象となり得ない低所得者のうち就職活動を行う者(上記給付等が終了し、なお支援が必要な者を含む)について、補完的に以下の施策を実施。

新規

①住宅手当制度の創設

- ・対象者：住居を喪失した者又は住居を喪失するおそれのある者を対象
- ・支給要件：就労支援担当者による面接等の支援を受けて、就職活動を行っている者
- ・支給期間：6ヶ月間
- ・支給額：地域ごとに上限額を設定（生活保護の住宅扶助特別基準に準拠）
例 53,700円(東京都単身者)、69,800円(東京都複数世帯)

改善

②生活福祉資金の抜本的な見直し

- ・総合支援資金(仮称)の創設
継続的な生活相談・支援(家計指導、就労支援等)とあわせて、生活費及び一時的な資金を貸し付け、生活の立て直しを支援
1)一時生活再建費 : 60万円以内
2)住宅入居費 : 40万円以内
3)生活支援費 : 2人以上世帯/月20万円以内(単身/15万以内)、最長1年間
- ・生活福祉資金貸付の貸付要件の緩和
連帯保証人の要件緩和
※ 連帯保証人を確保することができない場合も生活福祉資金の貸付を受けられるようにする。
貸付利子の低減化(現行、年3%)
※ 連帯保証人を確保した場合は無利子、連帯保証人を確保できない場合は年1.5%に低減
- ・相談体制の強化
市町村ごとに利用者の相談にきめ細かく応じられるよう、貸付窓口の体制を強化する。

新規

3 公的給付等による支援を受けるまでの間における「つなぎ支援策」

「臨時特例つなぎ資金貸付」(仮称)の創設

- ・公的給付等による支援を受けるまでの間、当面の生活に要する費用を、10万円を限度に貸し付ける。

ホームレス支援策の再構築について(案)

改善

①旅館・空き社員寮等の借り上げ方式による緊急一時宿泊事業の推進

・自治体が、地域の実情に応じて施設を設置できるよう、旅館・空き社員寮や簡易宿泊所等既存建築物を活用した緊急一時宿泊施設の設置を推進する。

改善

②緊急一時宿泊事業利用者に対する巡回相談事業の充実

・ホームレス自立支援員が、借り上げ方式の緊急一時宿泊事業を利用する者に対して行う巡回相談(生活相談、就職相談)について、相談体制を充実し、その自立を促進する。

住宅・生活支援等

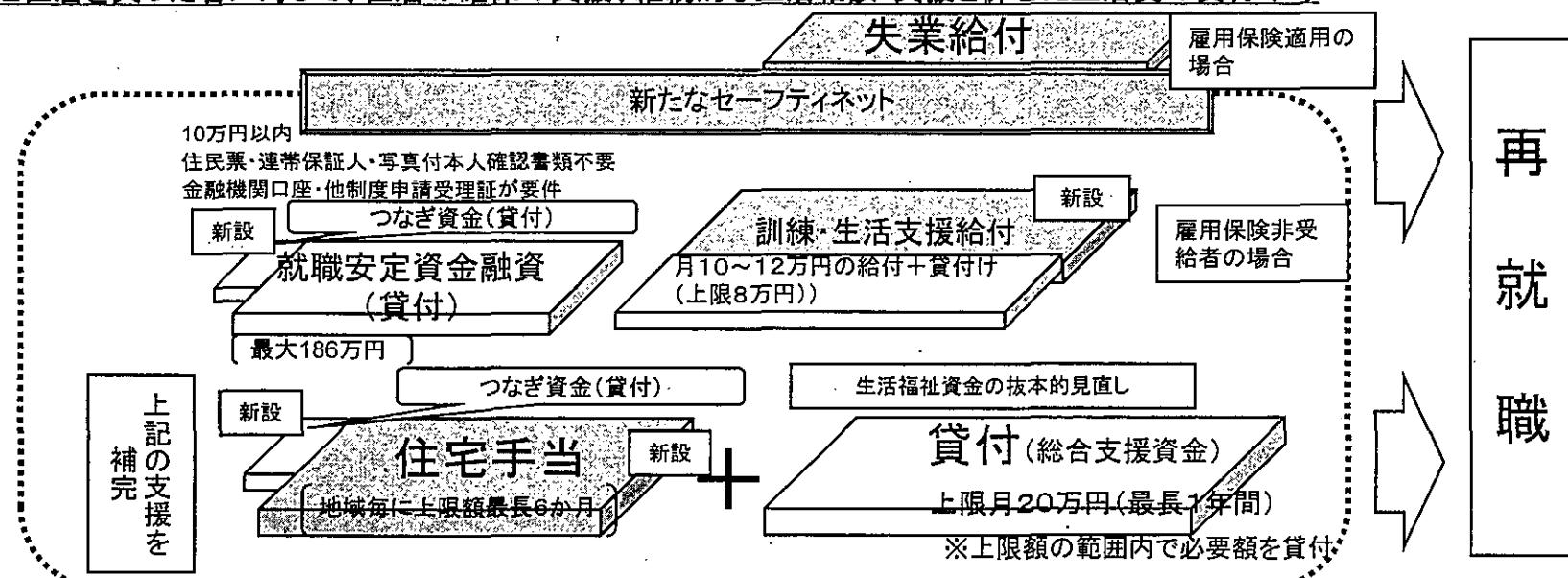
現状

○雇用情勢が急速に悪化する中で、雇い止めに伴い、住宅を喪失する非正規労働者が生じていることから、「生活防衛のための緊急対策」(平成20年12月19日)において、住宅の継続使用、住宅・生活支援の資金貸付、雇用促進住宅の活用等を行ってきたところ。

○住居の状況については、昨年10月から本年3月までに雇止めとなり、住居状況について確認できた方(99,159人)の中で、3,216人(3.2%)が住居を喪失している等、引き続き、住宅・生活の支援が必要な状況にある。

施策の概要

(1)雇用と住居を失った者に対して、住居の確保の支援、継続的な生活相談・支援と併せた生活費の貸付け等



(2)ホームレス対策事業の拡充を図るため、既存建築物の借上げ方式による緊急一時宿泊施設の増設等を推進
自治体による旅館、空き社員寮等の借上げを支援 (10/10補助)

2 住宅手当緊急特別措置事業（案）の概要について

(1) 趣旨

- 就職活動を行って就労するためには、住民票や金融機関の口座などが必要となる場合が多く、これらを揃えるためには安定した住居が必要であること、アパート等の家賃は毎月発生する固定的経費であること等から、離職者が就職活動を安心して行うことができるよう、住宅費について給付（住宅手当）を実施する。

(2) 事業実施期間

- 当面、平成21年度の緊急措置（平成21年10月実施予定）
※当事業については、来年度の予算要求を検討中。

(3) 事業実施主体

- 都道府県、指定都市、中核市、その他市区町村（町村は福祉事務所を設置している町村に限る。）

(4) 支給対象者

- 2年以内に離職した者であって、就労能力と就労意欲のあるもののうち、次のいずれかに該当する者（離職前に主たる生計維持者であった者に限る。）
 - ①住居を喪失している者
 - ②住居を喪失するおそれのある者（(5)の収入要件と資産要件を満たす者で、アパート、公営住宅等を賃借りしているもの。）

(5) 支給要件

①収入要件

- ・受給者は、原則収入なしであること。ただし、当該世帯に一時的な収入等があっても、一定額（単身世帯約100万円、複数世帯約200万円。検討中）を超えない場合は支給する。

②資産要件

- ・受給者は、預貯金が一定額（単身世帯約50万円、複数世帯約100万円。検討中）を超えないこと。

③就職活動要件

- ・受給者は、常用就職の意欲があり、常用就職に向けた就職活動を行っていること。
- ・支給期間中、受給者は、ハローワーク等の訪問、地方自治体の就労支援担当者との面談及び報告等を行うこと。

(6)支給期間 6月間

(7)支給額

地域ごとに上限額を設定（生活保護の住宅扶助特別基準額と準拠）

（住宅扶助特別基準額の例）

○単身者

1－1級地	53,700円（東京都）
2－1級地	42,000円（大阪府）
3－1級地	24,200円（鹿児島県）

○複数世帯

1－1級地	69,800円（東京都）
2－1級地	55,000円（大阪府）
3－1級地	31,500円（鹿児島県）

(8)就労支援員の配置

各実施主体に、事業の効果的な実施に必要な就労支援員を配置する。

(9)補正予算案の内容

（目）セーフティネット支援対策等事業費補助金

○給付費及び事務費（補助率：国10／10）

離職者への住宅手当等に係る支援の手続の大まかな流れ（案）

- ※ 職と住まいを失い、手持ちの金銭がない者の場合。
- ※ 現在、詳細な事務手続を検討中であり、今後変更することがありうる。

- ① ハローワーク（求職者総合支援センターを含む。）の訪問
 - ・就職等の相談
 - ・就職安定資金融資の利用の検討
 - ・訓練・生活支援給付の利用の検討（職業訓練の受講を検討する場合）



雇用保険の受給資格がなく、さらに就職安定資金融資や訓練・生活支援給付が実施されない場合

- ② 地方自治体の訪問
 - ・住宅手当の利用の検討

※あわせて、都道府県社会福祉協議会による臨時特例つなぎ資金（仮称）貸付及び総合支援資金（仮称）融資の利用の検討
- ③ 地方自治体に住宅手当の申請
- ④ 都道府県社会福祉協議会（窓口は市町村社会福祉協議会）に臨時特例つなぎ資金貸付の申請。貸付実施。
- ⑤ 都道府県社会福祉協議会（窓口は市町村社会福祉協議会）に総合支援資金融資（住宅入居費及び生活支援費）の申請。住宅入居費の融資実施。
- ⑥ 不動産業者等と賃貸契約を締結
- ⑦ 住宅手当の支給開始
- ⑧ 生活支援費の融資開始

↓

就職活動（ハローワーク、地方自治体等による就職支援）

3 生活福祉資金貸付事業の見直しについて

(1) 見直しの趣旨

現下の厳しい雇用失業情勢の中、今後、失業者、低所得者が急増することが見込まれており、これらの者に対するセーフティネット施策の一つである生活福祉資金貸付事業がさらに活用しやすく、低所得者等に対して効果的な支援を実施できるよう、抜本的な見直しを行う。

(2) 見直しの内容

① 資金種類等の整理・統合

- 現行 10 種類の資金種類を統合し、利用者にとってわかりやすく、かつ、利用者の資金ニーズに応じた柔軟な貸付を実施する。

※ 見直し後の資金種類、貸付要件等の案については、別紙1のとおり。

(参考) 見直し後の資金種類

【現行】

資金種類	限度額
1 更生資金(年3%)	
生業費(低所得世帯)	280万円
生業費(障害者世帯)	460万円
技能習得費(低所得世帯)	110万円
技能習得費(障害者世帯)	130万円
2 福祉資金(年3%)	
福祉費	50万円 ※住宅改築等は250万円
障害者等福祉用具購入費	170万円
障害者自動車購入費	250万円
中国残留邦人等国民年金追納費	470.4万円
3 球養・介護等資金(無利子)	170万円
4 災害援護資金(年3%)	150万円
5 緊急小口資金(年3%)	10万円
6 修学資金(無利子)	
修学費	高校 月3.5万円 短大・高専 月6万円 大学 月6.5万円
就学支度費	50万円
7 離職者支援資金(年3%)	単身世帯 月10万円 複数世帯 月20万円
8 自立支援対応資金(年3%)	月10万円
9 長期生活支援資金(長プラ)	月30万円
10 要保護世帯向け長期生活支援資金(長プラ)	生活扶助額の1.5倍

【見直し案】

資金種類	限度額
1 総合支援資金(仮称) (継続的な支援必須)	
生活支援費 ※ 最長1年間の生活費	(二人以上)月20万円以内 (単身)月15万円以内
住宅入居費 ※ 敷金、礼金	40万円以内
一時生活再建費 ※ 一時的な需要に対応	60万円以内
2 福祉資金	
福祉費	500万円以内 ※資金の用途に応じて目安額を設定
緊急小口資金	10万円以内 ※保証人不要
3 教育支援資金(仮称)	
教育支援費(仮称)	月6.5万円以内
就学支度金	50万円以内
4 不動産担保型生活資金(仮称)	
(一般世帯向け)	月30万円以内
(要保護世帯向け)	生活扶助額の1.5倍

○ 総合支援資金（仮称）の創設

- ・ 失業や減収等により生活に困窮している者について、継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）とあわせて、生活費及び一時的な資金の貸付を行うことにより生活の立て直しを支援する。

※ 現在検討している案については、別紙2のとおり。

② 連帯保証人要件の緩和

- 原則連帯保証人を必要としつつ、連帯保証人を確保できない者に対しても、貸付を行えるようにする。

※ ただし、教育支援資金（仮称）（現行の修学資金）及び不動産担保型生活資金（仮称）（現行の長期生活支援資金）については、現行の取扱いのとおりとする。

③ 貸付利子の引き下げ

- 失業や減収等により生活が困窮している者の借り入れに伴う負担を軽減し、本貸付事業の利用の促進を図るため、利子について、現行の年3%から無利子又は引き下げを行う。

- ・ 連帯保証人を確保した場合は無利子
- ・ 連帯保証人を確保できない場合は年1.5%に引き下げ

※ ただし、緊急小口資金については、連帯保証人を確保できない場合であっても無利子とする。教育支援資金（仮称）（現行の修学資金）及び不動産担保型生活資金（仮称）（現行の長期生活支援資金）については、現行の取扱いのとおりとする。

(3) 補正予算案の内容

(目) セーフティネット支援対策等事業費補助金

- | | |
|--|---|
| ①貸付原資（補助率：国10／10）
②欠損補てん積立金（補助率：国10／10）
③事務費（補助率：国1／2、都道府県1／2） |] |
|--|---|

① 貸付原資について

今回の抜本的な見直しを行うに当たっては、既に各都道府県社会福祉協議会が有している貸付原資を整理し、活用できるものについて見直し後の貸付原資とすることとしている。

しかしながら、現下の厳しい雇用失業情勢の中、解雇や派遣労働者の雇い止め等により、今後、貸付件数及び貸付金額が増えることが予想される。また、連帯保証人要件の緩和等を行うことに伴う貸付件数等の増加も見込まれる。

こうした状況の下で、本貸付事業が安定した運営を確保できるよう、その資金ニーズに合わせて、貸付原資を特例として国の負担（補助率10／10）で積み増すこととする。

② 欠損補てん積立金について

今後、解雇や雇い止め等による離職者への貸付件数及び貸付金額が増大することが予想される。また、連帯保証人が確保できない者に対しても貸付を可能とすることにより、貸し倒れが増大することが予想される。これらにより、増大する貸し倒れリスクに対応するため、欠損補てん積立金については、特例として国の負担（補助率10／10）で積み立てることとする。

③ 事務費について

今後、貸付件数が増えることが見込まれることから、増大する事務量に適切に対応できるよう都道府県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会の実施体制を強化する必要がある。特に、低所得者等に対する効果的な支援を実施していくためには、市町村社会福祉協議会の相談支援体制の強化が必須である。今回、そのために必要な事務費についても予算措置を行うこととしている（補助率1／2）。

各都道府県におかれては、本貸付事業が低所得者等に対するセーフティネットの一つとして効果的な支援を行えるよう、必

要な事務体制の整備についてご配慮いただきたい。

(4) 留意事項

- 資金種類ごとの詳細な貸付要件及び貸付決定、償還等にかかる事務手続きについては、おって通知することとしている。
- 今回の抜本的な見直しは、現下の厳しい雇用失業情勢の中、生活福祉資金貸付事業について、失業者や低所得者等の就業、自立を効果的に支援し、その生活の立て直しのための資金ニーズ・支援ニーズに的確、迅速、柔軟に対応できるよう心がけることで、制度の趣旨が遺憾なく發揮できるようにしようとするものである。この新たな枠組みによる貸付が、支援を必要としている者に適切に活用されるためにも、今回、見直し後の新たな貸付スキームに基づく必要な貸付原資の確保と、貸し倒れの際の欠損補てん金の積み立てを、いずれも特例として国の負担（補助率10／10）で実施することとしている。

この新たな枠組みの下で、現下の経済情勢に的確に対応した貸付を行うためには、既存債権について適切に対応していただくことがあわせて必要である。このため、既に各都道府県社会福祉協議会が有している既存債権の精査を通じた貸付原資の整理を行い、その上で引き続き活用できるものについて、見直し後の貸付原資としていただくこととする。これを踏まえて、新たな枠組みに基づく貸付に当てるための原資については、必要額を補助することとしている。

既存債権の精査に当たっては、償還免除の要件に該当する債権については適切に免除を行った上で、見直し後の貸付原資として活用されたい。

【参考】償還免除の要件

- 1 借受人が死亡した場合であって、相続人及び連帯保証人から当該償還未済額を償還させることが困難であると認められるとき。ただし、連帯借受人がいる場合はこの限りでない。
- 2 連帯借受人が死亡した場合であって、借受人、相続人又は連帯保証人から当該償還未済額を償還させることが困難であると認められるとき。
- 3 借受人が償還期限到来後2年以上所在不明となっている場合であって、相続人及び連帯保証人から当該償還未済額を償還させることが困難であると認められるとき。ただし、連帯借受人がいる場合はこの限りでない。
- 4 連帯借受人が償還期限到来後2年以上所在不明となっている場合であって、借受人、相続人又は連帯保証人から当該償還未済額を償還させることが困難であると認められるとき。
- 5 儻還期限到来後2年経過してもなお借受人、連帯借受人及び連帯保証人から当該償還未済額を償還させることが著しく困難であると認められるとき。
- 6 当該償還未済額について時効が完成しているとき。

○ 施行時期

本貸付事業の見直しの施行については、本年10月を目指として準備作業を進めているところであり、おって通知することとしている。